◆設計外観図・寸法

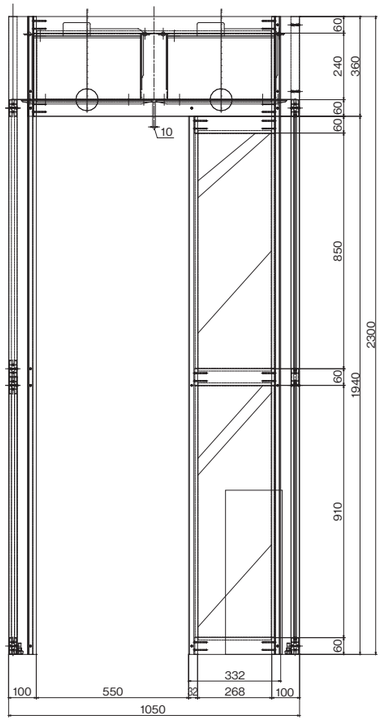

正面

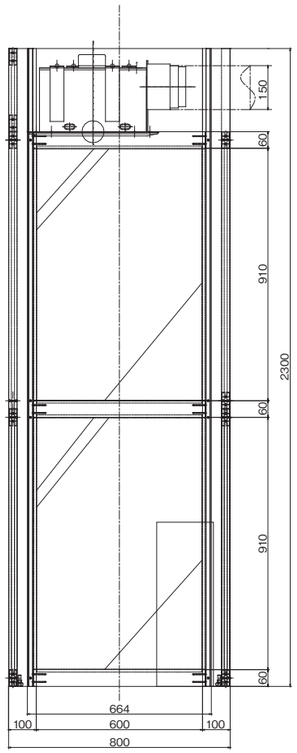

右側面

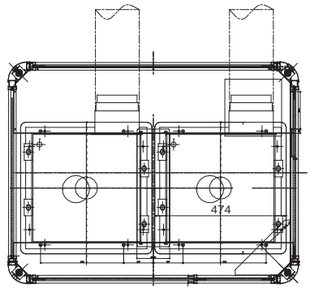

天井面

◆ダクトの設置

本製品はダクト用換気扇を搭載しており、本体上部より2本のダクト（150φ）による屋外排気が必要となります。

◆仕様

TOBACCLEAN タバクリーン　TC-101DL2FB			
外形寸法	幅1050mm×奥行800mm×高さ2300mm	**カラー**	ブラック
開口部（入口）	幅550mm×1940mm（開口部面積 1.067㎡）	**排気設備**	ダクト用換気扇（シロッコファン採用）2基搭載
内のり面積	約0.73㎡		風量:[2基]1520m³/h（50Hz）／1400m³/h（60Hz）
ドア	無（オプション:防炎ビニールのれん）		開口部3点計測にて、0.2m/s以上の風量確認済み
重量	約98kg		※JIS T 8202-1997準拠の風速計にて、弊社内環境にて計測。
電源	AC100V　50／60Hz		ダクト径:150φ　羽根径:200mm　騒音:約67db（弊社内環境にて計測）
消費電力	224W	**利用人数**	1名用
材質	フレーム:アルミ押出材　窓面:強化ガラス	**利用本数**	20本/h以下推奨
	天井:スチール　上部側面:アルミ複合板	**その他付帯設備**	人感センサー／LEDダウンライト／コーナーテープル／
	※本製品には、上部天板はついておりません。		アジャスター・アンカー金具 4点／電源スイッチ／シール1式

■オプション 消煙灰皿／防炎ビニールのれん／専用床板金

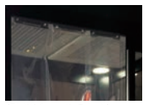

〈防炎ビニールのれん〉

◆設置の際の条件

●設置の際にはアンカー・突っ張り棒・チェーンなどによる転倒防止対策が必要となります。●電気工事士による電源工事が必要となります。
●排気ダクトへの接続及び吸気環境の確認が必要となります。●消防設備が別途必要になる場合がございます。
●周囲に配管・メンテナンス等のためのスペースが必要となります。

注意
安全にお使いいただくために
ご使用の前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。
表示された正しい電源・電圧でお使いください。
故障や漏電の場合、感電するおそれがあります。

■商品及び表示等の色はカタログと多少異なる場合がありますので、ご了承ください。
■本商品をご購入の際は、別途消費税が付加されますので、ご承知おき願います。
また、本カタログは内容及び仕様の一部を予告なく変更することがありますので、ご了承ください。
■記載されている製品名等の固有名詞は各社の登録商標または商標です。

TBグループ　http://www.tb-group.co.jp
〒113-0033 東京都文京区本郷3-26-6　NREG本郷三丁目ビル　TEL:03-5684-5425

お問い合わせ・ご相談は当社へどうぞ

2205AP0302

NEW

2020年4月1日より
改正健康増進法
施行

非接触入退型分煙ボックス
TOBACCLEAN
タバクリーン

省スペースのスモール分煙ボックス
誰もが安心安全な健康環境づくり

オフィス　飲食店
ホテル・旅館　娯楽施設

- 感染拡大防止につながる 1人用 & ドアレス 構造
- 省スペース&ローコスト設計
- シンプル構造でスピーディーな現地組立て
- 定められた技術的基準をクリア

TBグループ

改正健康増進法対応・感染拡大対策
新常態（ニューノーマル）時代の1人用ドアレス分煙ボックス新登場！

安心・省スペース・低価格

感染拡大（3密）対策
1人用なので感染症予防対策として“密集・密接”を防ぐことが可能です。
扉のない“ドアレス”タイプだから“密閉”もなく、非接触で入退室できます。

省スペース設計
幅1050mm×奥行800mm
一般的な4人掛けテーブル1卓分のスペースに設置可能です。

技術的基準クリア
健康増進法におけるタバコの煙の流出防止にかかる技術的基準である
“喫煙室内に向けて毎秒0.2m以上の気流”をクリアしています。

シンプル構造
現地組み立て可能なカンタン構造だから
設置の際の営業時間への影響を最小限に抑えます。

便利な付帯設備

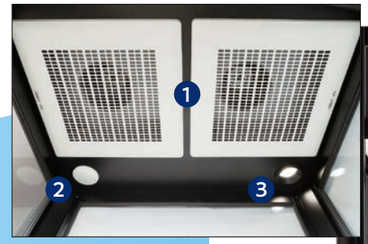

1 W換気扇
換気扇2基を標準搭載。
煙の流出を防ぎます。

2 人感センサー
人の出入りを感知して換気扇とLED
ダウンライトが作動します。

3 LEDダウンライト
ボックス内をしっかり照射します。

4 コーナーテーブル
タバコやライター、スマホを置くの
に便利です。

5 消煙灰皿 オプション

屋内が原則禁煙となる様々な施設・店舗例

飲食店などの第二種施設については原則屋内禁煙ですが、
条件を満たす喫煙設備を設置することで喫煙が可能となります。

飲食店
既存のファミリー層や喫煙客のため,また新規顧客獲得のために。

オフィス
従業員の受動喫煙を防止するために、最小限のスペースで。

宿泊施設
吸う人にも吸わない人にも、くつろいでいただくために。

マナーからルールへ

2020年4月1日より「改正健康増進法」全面施行
飲食店・オフィスなどの屋内は原則禁煙化

改正法により、多数の利用者がいる施設、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道等において原則屋内禁煙となります。
違反者に対して罰則（施設管理者:50万円以下、喫煙者:30万円以下）が課せられることもあります。

補助金の活用

専用喫煙室などの設備を新たに設ける場合、条件を満たす事業者は補助金の申請が可能です。

「喫煙室の設置」や「既存喫煙設備の撤去」など、各自治体及び団体にて助成金が用意されています。

※詳しくはお気軽にお問合せください。または各自治体、団体HPをご参照ください。